

兵庫県公報

平成22年3月3日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	2
○ 特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例（総合農政課）	2
○ 森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（林務課）	2

公布された法令のあらまし

●貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 知事が議会の議決を経ずに返還を免除することができる貸付金として、県が社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会に対して貸与した阪神・淡路大震災により被害を受けた低所得者等の生活の支援を図るための生活福祉資金の貸付事業に必要な資金を追加することとした。
- 2 保育士修学資金貸付制度及び地域改善対策職業訓練受講資金等貸付制度が廃止されたこと等に伴い、これらの制度に係る貸付金に関する規定を削除することとした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

租税特別措置法の一部改正等に伴い、同法の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

●特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

特定中山間地域における農業生産の基盤の多面的機能の保全に資するための事業を拡充することに伴い、当該事業の財源に充てることができる額を基金から生ずる収入に相当する額に限定する規定を削除することとした。

●森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（条例第5号）

平成21年5月の国の補正予算により拡充され、平成21年度及び平成22年度の2年間において実施される森林整備地域活動支援事業の資金として交付を受けた森林整備地域活動支援対策交付金について、実施期間が終了した後速やかに残額を国に返還することに伴い、所要の整備を行うこととした。

条 例

貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還の免除に関する条例（昭和39年兵庫県条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、本則第12号中「政令」を「旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和62年政令第102号）」に改め、同号を本則第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (ii) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会に対して貸与した阪神・淡路大震災により被害を受けた低所得者等の生活の支援を図るための生活福祉資金の貸付事業に必要な資金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第3号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表30の部(1)の項イ中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に改め、同項ウ中「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同部(2)の項イ中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に改め、同項ウ中「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表38の部中「西脇市」を削り、同表42の部(2)中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同部(5)中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第4号

特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例

特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例（平成5年兵庫県条例第34号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第5号

森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例

森林整備地域活動支援事業基金条例（平成14年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。
第4条中「場合」の右に「又は国に森林整備地域活動支援対策交付金を返還するための財源に充てる場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。